

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称		政策会議
日	時	令和7年5月26日(月) 午後1時30分～午後2時
場	所	本庁舎3階3A会議室
出席者	出 席	市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題：国民健康保険の一斉更新に伴う資格確認書の有効期間について

担 当 部 課 等	国保年金課
説 明 者	福祉部長、国保年金課長、課長代理（国民健康保険担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 本市が国民健康保険事務のために使用している市町村事務処理標準システムは、県内ではどこの市が使用しているのか。 答. 小田原市と平塚市、本市の3市のみである。 問. 本市とは別システムで、2年間で運用している市はあるか。 答. 昨年の調査では、横浜市、横須賀市、茅ヶ崎市、南足柄市、逗子市、三浦市が原則2年間の運用を予定していた。 意見. 最新の情報に更新しておくこと。 問. 有効期間を2年間とすることができる他のシステムに移行することはできないのか。 答. 7月に資格確認書を送付する関係上、他システムへの移行は時間的に困難である。なお、他のシステムへ移行する場合には、過去の同種の事例から、数億円規模の費用が必要となる可能性がある。 問. 昨年の段階では、有効期間を2年間とする運用ができるという判断だったのか。 答. システムを管理及び提供している国保中央会からは、有効期間を2年間とする運用も可能と聞いていた。本市と同様に当初2年間で予定していた小田原市についても、1年間の運用に変更する予定と聞いている。 問. マイナ保険証を所有している国保加入者が、資格確認書を

	申請した場合、交付することができるのか。 答. マイナ保険証を使用することができるにもかかわらず、資格確認書も手元に欲しいといったような場合には交付できないが、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者などの要配慮者については、申請（代理申請も可）があれば資格確認書を交付することができる。 問. 医療機関等で、マイナ保険証を読み取る機器のトラブルが生じた場合や、機器が導入されていない医療機関等を受診する場合には、どのような対応になるのか。 答. そうした場合に備え、加入している保険の種類等の情報が明示してある、「資格情報のお知らせ」という書類を別途送付する。マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の両方を提示することにより、受診することができる仕組みになっている。 問. 資格情報のお知らせは、どのタイミングで送られるのか。 答. 一斉更新に合わせて7月に送付する。 問. 資格確認書の郵送料等はどの程度か。 答. 資格確認書は、マイナ保険証を持たない4割の方に送付する必要がある、今年度ベースで試算すると、郵送料等は約500万円（※）となる。仮に、マイナ保険証の登録率が8割になった場合には、2割の方に送付することになるが、その際の郵送料は約390万円を見込んでいます。 （※）1年間に係る費用の純増額は、約250万円となる。 問. 通知の封入封緘作業は誰が行うのか。 答. 委託により実施する。 問. 既に決定した政策会議の内容を訂正するなどの対応は考えているか。 答. 訂正することはないが、別の政策会議において、決定した内容が変わったことを補足する必要があると考えている。
会 議 結 果	原案了承